

むつ市花・木・鳥選定委員会の運営及び選定方針

1. 選定委員会の運営方針について

- (1) 委員会の運営については、(資料3)「むつ市花・木・鳥選定委員会条例」に基づくものとします。
- (2) 委員会を構成する委員15名は、(資料1)「むつ市花・木・鳥選定委員会委員名簿」のとおりとなります。
- (3) 会議は原則公開とし、会議の概況については市ホームページで公開するものとします。
- (4) 委員会の日程については、(資料6)「むつ市の花・木・鳥制定スケジュール(案)」のとおりとなります。

2. 花・木・鳥の選定方針について

(1) 制定の趣旨、目的

むつ市は、昭和34年9月1日に市制を施行し、平成17年3月14日の川内町、大畑町及び脇野沢村との4市町村合併を経て、本年度、市制施行50周年・合併5周年を迎えています。

この記念すべき年に、市のイメージアップや市民の一体感の醸成を図るとともに、永く市民に親しまれ、郷土への愛着を深めることのできるむつ市の象徴(シンボル)として、市町村合併時に廃止されていた市の花・木・鳥を制定するものです。

(2) 選定の方法

選定委員会において、むつ市長から諮問されたむつ市の花・木・鳥の選定について審議を行います。審議に当たっては、本委員会の審議に係る参考資料として募集した(資料8)「むつ市の花・木・鳥制定に係る意見募集の集計結果」を参考に、次の「(3) 選定の基準」により選定することとし、委員会の選定の結果を市長へ答申します。

(3) 選定の基準

- ① むつ市の象徴(シンボル)としてふさわしいものであること。
- ② むつ市に生息、生育しているものであること。
- ③ 市民に親しまれ、郷土への愛着を深められるものであること。
- ④ 市民の一体感の醸成に寄与するものであること。